令和6年度 勝田第二中学区市政懇談会

日時:令和6年7月17日(水) 18:30~20:00

場所:市毛コミュニティセンター

令和6年度 勝田第二中学区市政懇談会	1
【事前質問】	3
1 市毛幼稚園跡地の利活用について(市毛北自治会)	3
(資産経営課回答)	3
2 市道冠水解消対策について(堀口自治会)	3
(道路建設課回答)	3
3 資源回収場所のルール記載看板について(武田自治会)	3
(廃棄物対策課回答)	5
4 側溝内の土砂等の除去について(津田東自治会)	4
(道路管理課回答)	4
【懇談内容】	4
1 町内会・自治会カードの導入について(勝田本町自治会)	4
(市民生活部長回答)	4
2 道路の外側線の再着色について(枝川自治会)	
(建設部長回答)	5
3 東海第二原発再稼働について(個人参加)	
(市民生活部長回答)	
(再質問)	
(市長)	
4 住宅地での除草剤の散布について(個人参加)	
(経済環境部長回答)	
(市長)	
5 敬老事業について(個人参加)	
(保健福祉部長回答)	
(再質問)	
(市長)	
(要望)	
6 旧ワイワイふれあい館の跡地管理について(津田東自治会)	
(総務部長回答)	
(保健福祉部長回答)	
(市長回答)	
- フォナンハーカートの煙用保険制制用について(埋用第三日治会)	11

(保健福祉部長回答)	11
8 市毛十字路の道路計画及び常磐線西側での施設の検討について	(市毛南治会)
	11
(都市整備部長回答)	12
(再質問)	12
(都市整備部長回答)	12
(企画部長回答)	12
9 上坪浄水場の跡地利用について(市毛南自治会)	13
(水道事業管理者回答)	13
(再質問)	13
(水道事業管理者回答)	13
(市長回答)	14

【事前質問】

1 市毛幼稚園跡地の利活用について(市毛北自治会)

旧市毛幼稚園の解体が始まったが、跡地の利活用の計画があれば、教えていただきたい。 なお、二中学区地域の輪をつくる会では、令和3年度の市民会議において、市毛幼稚園 の跡地利用についての検討会が開かれ、二中学区地域の輪をつくる会としては、利活用し ないという結論となった。

(資産経営課回答)

旧市毛幼稚園の敷地は、これまで小学校や公立学童クラブの活動場所として使用していたことから、園舎解体後は小学校敷地に編入し、グラウンドの一部として活用する予定です。

2 市道冠水解消対策について(堀口自治会)

市毛・堀口地区96号線及び82号線の市道冠水解消対策に向けての要望書を令和5年 9月4日付けで提出したが、その進捗状況を確認したい。

(道路建設課回答)

ご質問の市毛・堀口地区96号線及び82号線については、昨今の大雨の影響により道路の冠水が増加しており、早急の対策が必要であることは認識しております。

そこで当該路線の冠水を解消するために、下流部の通学路でもある市毛・堀口地区80号線の道路整備に併せて雨水の流末排水整備を計画しております。その計画に基づいて、まず今年度は樹木伐採を行い、来年度にはその工事を実施する予定となっております。地域の皆様方には工事の期間中ご不便をおかけしますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

3 資源回収場所のルール記載看板について(武田自治会)

資源回収において、ルールどおり出さない人が散見されることから、回収場所に掲示できるルールが記載された看板を提供できないか。

(廃棄物対策課回答)

資源回収につきましては、可燃ごみなどと異なり再生利用することが前提になるため、 品目や出し方のルールを細かく定めております。今回ご提案いただきました看板は、それ らをより周知するためのものと理解しております。

市ではこれまで、周知方策として、「家庭ごみの正しい出し方」のパンフレットを3年毎に更新し、自治会未加入者も含めて配布してきたところです。これは、品目やルールが、

新しい製品の登場や、流通形態、資源物としての需要の変化などにより、随時、見直しが必要になるためであり、また変更の都度、市報等でお知らせしてきたところです。

今回ご要望をいただいたことや、パンフレットをよく見ずに出す方もおられるとの話もありましたことから、簡易的なものではありますが看板を作成し、希望する自治会に提供させていただきます。A3用紙3枚分のサイズでラミネート加工により作成したものですが、風雨にも十分耐えられ、変更の際にも、すぐに作り直して提供することが可能です。

市では現在、利用者の多いLINEで簡単にごみや資源物の出し方を検索できるようにするなど、周知方策の拡充にも努めているところでありますが、今後も、自治会からのご意見や先進事例を参考にしながら、より良い周知に努めてまいります。

4 側溝内の土砂等の除去について(津田東自治会)

道路側溝清掃について伺いたい。

(道路管理課回答)

道路側溝の清掃については、自治会やボランティアの皆様にご協力いただいている清掃活動のほか、市においても業務委託などにより清掃を行っています。

市における清掃では、道路冠水が起きる場所において、主に雨が多くなる時季に現場確認を行い、土砂等の堆積が見られる場合には側溝清掃を実施しています。その他、市民の方々からの通報等をいただいた場所についても現場確認を行い、土砂の堆積が確認された箇所について側溝清掃を実施しています。

【懇談内容】

1 町内会・自治会カードの導入について (勝田本町自治会)

水戸市では町内会・自治会カードというものを発行して、市内のお店と提携をして様々な割引や特典を与えている。市内の商店街と連携することで商店街の振興策にもなると思うが、ひたちなか市では検討しているのか。

(市民生活部長回答)

ご提案いただきました水戸市で取り組んでおります商店街でのカードの取り組みということでございますが、現在、市としては検討しておりません。ご提案いただきましたので、今後、自治会連合会にもご意見をいただきながら検討させていただきたいと思います。ご提案いただきましたカードの事業を展開することによって、自治会の加入率の促進が図られるのかなというふうに受け止めております。

これまでの市としての加入促進の取り組みとしましては、令和2年度におとなりさんという加入促進チラシを作り、5年度には若者向けに動画を3本作りました。こういった取

り組みもしておりますので、今後もいろいろな加入促進に向けた取り組みを検討していき たいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

2 道路の外側線の再着色について(枝川自治会)

先日、警察署から市道上の横断歩道の線が薄くなっていて危険なため取り消しをしたい という話があった。そこで実際に町内を歩いてみたが、路側線が消えてるところが多かっ た。他の地区でも同様に路側線が消えてるところがあるため、子どもたちの安全のために も今後見直しをしてほしい。

(建設部長回答)

先ほどのご質問は路側線とか外測線とかそういった名称で道路の外回りの両側に歩行者 や車が通る際の誘導線的な意味合いを持った線でございます。確かに歩道がないところに ついては、歩道と車道を区別するという役目も担っております。

消えているところがあるのも我々の方でも認識をしておりまして、現在、道路管理課でパトロールを実施して、消えている箇所を発見次第、計画的に引き直しなどを行っているところでございます。

もし具体的にそのような箇所がございましたら、後ほどご指摘をいただければ、現場を確認して定期的に整備をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

3 東海第二原発再稼働について(個人参加)

東海第二原発の再稼働の動きが少しあるようであるが、政府や大企業が再稼働優先動向の中で、近隣市町村は何か様子見するという感じがする。ひたちなか市では、どのような対応を考えているのか。

(市民生活部長回答)

東海第二原発の再稼働問題についてのご質問でございますけども、今、日本原電におきましては、今年の9月を目標として安全性向上の対策工事が進められているというような 状況でございます。

そういった中で防潮堤に施工不良が見つかりまして、これについては原子力規制庁との やりとりで、今後どういうような対策を講じていくのかというような議論がされていると いうところでございます。

市として今何をしているかということでございますけども、1つには東海第2原発周辺の6市村、いわゆる組長が構成員となっております原子力所在地域首長懇談会という組織で工事現場の視察をしたり、安全性の対策についてどのように講じているのかというようなことも検証をしているところでございます。

もう1つ、市として取り組んでいるのが広域避難計画と言いまして、いわゆる事故があった時に避難先を確保して円滑に避難するような計画を今作っているところでございます。

ひたちなか市といたしましては、平成30年に避難計画の基本方針というような考え方を整理いたしました。その後、コロナの拡散に伴いまして、1人当たりの避難所の面積が2平米から3平米に広がったということもありまして、1度県内14市町村、それと千葉県の10市町村という割り振りがありましたけども、この割り振りでは避難所が足りないということもありまして、現在、県内及び千葉県に出向いて避難所の確保の調整を進めているところでございます。いずれにいたしましても、この東海第二原発の対応につきましては、住民の皆様の安全を第1に考えて、所在地域首長懇談会の方で議論をしていくということにしてございます。

(再質問)

その内容については把握している。今、海岸線に防潮堤をつくっているが、あれは基本的にやり直しというような方向まできていると聞いている。隠蔽体質がひどいのではないか。やはり大企業とか政府とかそういう大きな組織は一旦動き出すと、悪く言えば止まらない部分があるのではないかと思う。

そのように懸念するが、特に東海第二原発はもう 45 年が経って、本来ならばとっくに廃炉にすべきようなものをまた延長して使おうというような方針も伺える。そういう中で、手抜き工事を隠蔽して、さらにまた使おうというような動きもあるというのが非常に懸念するということを、近隣の市町村が強く思わなければ危ないのではないか。

(市長)

防潮堤の工事の不具合に関しては、組長懇談会の方でも視察をさせていただき、公表の 仕方またはこれをどういうふうにしていくのかというのは速やかな情報の提供というもの をお願いしたところです。

どういうような工事になっていくかというのは、原子力規制庁と日本原電の方で今やりとりをしているというところでありますので、それをしっかり我々としては注視をしていくというようなスタンスになるのかなと思っております。

4 住宅地での除草剤の散布について(個人参加)

除草剤により、粘膜がおかしくなり、ひどい時は洗濯もできず窓も開けられない。住宅 地の除草剤について、市ではどのように考えているのか。

(経済環境部長回答)

基本的にいわゆる民地と言われる場所に関しては、その所有者の方がお薬をまいておりますし、市の管轄の場所に関しましては、私どもの方で管理しておりますが、一般的に皆様が購入されている市販のいわゆる除草剤は、使用法に基づき希釈をした上で、散布はしてるところだと思います。

これまでに市の方に今言われたような被害、もしく症例等に関しての情報については、 私の方では今現在、具体的なものを把握しておりませんので、今聞いたような内容が過去 にあったのかどうか確認させていただきます。また、特定の地域や特定の時期とかそうい うものがもしあるようでしたらば、詳しく聞かせていただいて、市の方の健康相談を受け てるような場所で同じようなお話を伺っているかどうかも確認はさせていただきたいと思 います。

農薬等につきまして、農業されてる方もお使いになっておりますが、これについても使用方法に関しては一定の基準が定められておりますので、それに基づいて使用するように指導させていただいております。

(市長)

農薬の散布に関しては、市報でもこのタイミングでやりますよというのはお伝えしているところもあるのですが、今の話は健康のことでもありますので、具体的にどこの場所にまかれたもので、それが例えば公共のところなのか、民地なのか、田んぼなのか、場所によって対応が違うので、この懇談会の後にお話を詳しく聞かせていただきたいと思います。

5 敬老事業について(個人参加)

先の6月25日付けの市報に掲載された敬老事業の変更について、大きな流れとしては 理解できるが、敬老事業については各自治会単位でそれぞれの思いを持って開催してお り、歴史も非常に深く地域の多くの方々が関わって協力し合って行事として定着している という印象がある。

市報では、財政の負担と自治会負担の軽減、未加入者の増加といった要因のもとに見直しを行ったと記載があるが、改めて変更に至る経緯と変更内容について簡単にご説明いただきたい。

(保健福祉部長回答)

今回の敬老事業の見直しにつきましては、本当にこれまで自治会の皆様のご協力のもと 実施してきたものでございます。見直しに関しましては、そもそも令和元年に実施された 市政懇談会において、多くの自治会様から敬老会対象者の増加、それから自治会の負担が 大きくなっているなどのご意見をいただいたことから、その検討を始めたものでありま す。 その後、令和2年度に自治会長を中心とする敬老事業の検討委員会を設置し、持続可能な敬老事業を目指して、高齢者をはじめ様々な立場や世代の方々にご協力をいただき協議してきたものでございます。

その結果、高齢者の急増、それから平均寿命の延伸といった社会情勢に伴って、自治会のご負担、それから市の財政的な負担が増大している点を考慮して、敬老事業の見直しの方針が示されたものでございます。

そして、こういった見直しは大きな変革となるということで、これまで3年間にわたって、自治会連合会、コミュニティ組織、民生委員児童委員連絡協議会において説明会を開くとともに敬老事業が毎年実施する中で対象者からも多くの意見をいただいてきたところでございます。

こういったことから、見直しの1つである敬老会対象者の年齢について、今年度から 75 歳から 80 歳へ変更し実施させていただきます。そして、市民の皆様に対しましては、 今おっしゃられたように市報、それからホームページにおいて周知しておりますけれど も、敬老会の記念品については市から対象者へ直接郵送する方法とする等の検討、変更を 行ったところでございます。自治会の皆様の負担軽減とそういったことも含めて、こういった変更の方を今年度から実施するということでございます。

この影響につきましては、敬老会の主催者である自治会より改めてご意見を伺っていき たいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

(再質問)

行政が協働調整したものが各自治会におりてきたのが 10 年弱ぐらい前である。そういった経緯から言うと、今回振り込みと郵送ということで、隣の人に手渡すというような機会がなくなる。聞いた話では、子どもさんが渡してるという自治会もあったり、いろんな思いを込めて1つの接点として定着しているということだが、そういう機会が一気になくなるというようなことで、自治会にとっては大変な話なのかなと思う。いずれにしても、84 の自治会がそれぞれの思いでやっているので、どういう考え方がどの程度あるのかというのは全く分からない。

したがって、それがよかったと評価する自治会と困ったなと思う自治会とおそらくあるのだろうと思う。なおかつ、自治会負担の軽減については、負担と考える自治会もあれば、負担はもう当然のことであると考える自治会もあり、どれが多いのか分からないが、いずれにしても、今回は行政よりはむしろ自治会に与える影響が非常に大きいと私自身は感じている。今の段階では自治会長の方から各市民の方にはまだ連絡行っていないので、どういう思いなのかということを丁寧に説明していただくということが非常に大事なことなのかなと思う。ぜひこの件についても、配慮してほしい。

(市長)

これは大きな変化なので、私の方からも一言コメントさせていただきます。

検討の経緯は、今、保健福祉部長の方から話をしたとおりですけれども、その中でやは り今本当に申し上げていただいたように、ひたちなかの場合には各自治会がその地域に根 づいた敬老会をやってきたというところがあります。

他のまちだと市が一括であったりとか、社会福祉協議会がやったりとあるけれども、どのやり方がいいのかといった時に検討委員会の中でゆくゆくはまだ分からないけれども、 現時点においてはそれぞれの地域に根づいた敬老会をやっていきたいということがあった ので、あくまでも実施主体は自治会のままに残させていただいたというところです。

ただ一方で、記念品の配布を負担と考えるかどうかについては、一番は、かつては自治会に入っている方はもちろんなのですが、自治会に入っていない方にも等しく記念品を渡していただいていた自治会が非常に多かったです。ただ、コロナを経て、自治会会員のみにお渡しして、そうでないところにはお渡しをしないという判断をするような自治会が非常に増えてきて、その乖離がものすごく大きくなってきているというところで、この辺りの補助金の使い方の公平性ということも議論になったところです。ですので、ここに関しては公平性を保つということで、市の方で一括して対象者には記念の金額を送らせていただくというふうに変更をしました。ただやはり世代間の交流というのは地域にとって何事にも大切なことだと思っています。敬老会事業をそれぞれ会館であったりとか、ホテルであったりとか、その形はいろいろですけれども、多世代交流の1つのきっかけとしてやっていただくための自由度のある補助金体制ということにはさせていただいておりますので、ぜひそちらの方を活用していただいて、その敬老会という1つの行事を通じて多世代交流の1つのきっかけとして、自治会の方で継続をしていただければありがたいなと思っているところです。

今年変わってやってみてということにはなりますので、また皆さんのご意見を聞きながら、改善は進めていこうと思っておりますので、まずはそういったことで進めさせていただくということでご理解をいただきたいと思います。

(要望)

未加入者に対する対応については、昔は行政の方から未加入者に直接記念品を送っていたが、途中から送らなくなった。それについて、どういうことなのかと問い合わせたところ、結局、自治会がその未加入者にも送るから加入者が増えないとのことだった。したがって、送らないようにというような申し入れがあったということで、行政が送るのをやめたようである。それはおかしいだろうということで、未加入者に記念品を渡す自治会とそうでない自治会が分かれた。ここで考え方の整理がきちんとされなくて、理事会の中で未加入者に送るところと送らないところが出てきて、それに対する自治会の考え方に変化があって、いろいろと話が膨らんでいったという経緯がある。

要するに、市の行事で差をつけるというのは、明らかにおかしいのではないかと思うが、その自治会の申し入れでそういうことになったという経緯もあるので、やはり意見がいるいろある時にやっぱりその都度、ある程度整理していかないとこういうことになるのかなと思う。よろしくお願いしたい。

6 旧ワイワイふれあい館の跡地管理について(津田東自治会)

旧ワイワイふれあい館の跡地利用については、まだ決まっておらず、建屋が古くなったこともあり更地にするといった話を聞いている。50年ほど経つ桜の木もあり、更地にする時には木も伐採するようである。また、自治会が公園を管理するならば、無償で貸与するというような案もあったらしいが、自治会で管理することは難しいと思う。

こういった複数課が関係する案件については、一担当課で対応するのではなく、市で全体的な考え方を示し窓口を一本化するなどしてきちんとやっていただきたい。

また、ワイワイふれあい館の場所が移転したが、利用者から料金を取ってはいけないなど、昔のルールに基づいて運営している形になっているため、従来の活動ができずに利用者を増やすことができない状況になっている。これは、高齢福祉課の怠慢であると思うので、検討をお願いしたい。

(総務部長回答)

まず、旧ワイワイ館の土地の件については、一旦役割を終えた公共施設の土地というのは普通財産として、旧管財課、今は資産経営課と名称を変更しておりまして、そちらで財産の管理をやっているということでございます。

桜の木のお話は私も伺っております。何とか残せる木がないかということで検討をしているところですが、先ほどお話がありましたように隣地に割と近いところに大木が入っていたり、根っこが入り込んだりというような問題もありまして、なかなか全部は残せそうではないんですけども、何本か割と内側にある木は残して、さらに植え替えで新しい苗木を植えさせていただいて、次の使い道が決まるまでの間、桜の木なりを植えて対応はできないかというようなこともあわせて検討させていただいております。

いずれにしても、公共施設として今一旦役割終えたものについては、まとめて資産経営 課の方で管理をさせていただいておりまして、その中で、一部地域の方で管理をお願いで きませんかというようなご相談をしたことはあったかと思います。

土地に関してはかなり広い土地でございますし、地域での管理も難しいのかなというふうに思っておりますので、次の使い道あるいは処分ということを考えていかなければならないかもしれませんけども、決まるまでの間は、私どもの方でしっかり管理をさせていただきたいと思います。

また、桜の木のなどに関しましても、地域の皆さんに楽しんでいただけるように、なるべく考えていきたいというふうに思っております。

(保健福祉部長回答)

ご質問ありがとうございます。

ワイワイふれあい館の活動につきましては、高齢福祉課のほうで現在、調整をさせていただいてると思いますけれども、後ほど、詳しくお話を聞かせいただければありがたいと思います。ありがとうございました。

(市長回答)

要は移転したところのいろいろな制約を実情に合わせて見直しができるかどうかというお話かと思います。その辺りをちょっと具体的にいろいろ聞きながら、調整をできるところ、もしくはできないのであれば、どうしてそれができないのかということも含めて理解を深められるような時間を別にとらせていただければと思います。

7 マイナンバーカードの健康保険証利用について(津田第三自治会)

後期高齢者の健康保険証がマイナンバーカードに移行し、保険証が発行されなくなったが、マイナンバーカードを持っていない方はどうすればいいのか。また、どのように手続きをすればいいのか困ってる人がいると思うがいかがか。

(保健福祉部長回答)

最近、ニュース等でマイナンバーカード、それから保険証の廃止ということで、国の方の情報をニュースで観てご心配の向きかと思います。

おっしゃられるとおり、保険証につきましては、保険証というもの自体は紙のもので、それ自体は廃止であるんですけれども、その代わりに、資格確認書というものをこれから発行して、名前が実質的には変わるということで運用の方はしてまいります。

あと現時点において、本市において保険証が使えなくて困るよとか、そういったご相談の方は受けておりませんので、現時点におきましてはご心配の向きはそうないのかなと思うのですが、もし何かもっと具体的なことあれば、ぜひご相談をいただければありがたいと思います。

8 市毛十字路の道路計画及び常磐線西側での施設の検討について(市毛南治会)

常磐線から西側では都市計画道路が何年か前に廃止になり、一時、市毛十文字を陸橋にする案も出ていたが、都市計画道路の廃止の決定後、将来的なデザインはどのようになっているのか伺いたい。

また、常磐線の西側の地区で、予約なしで高齢者や中高年、若い子どもたちが利用できるふぁみりこらぼのような施設について、これからの総合計画で検討していただきたい。

(都市整備部長回答)

令和3年度に行いました都市計画道路の見直しに伴って、津田地区でいくつかの都市計画等が廃止になったわけでございますが、そのあと新たな生活路線ということで検討するということが令和4年度ぐらいに地元からもお話いただいた記憶がございます。その時は、津田運動ひろばあたりから通り抜けできるような路線のご提案をいただいたところでございますけども、その辺は地域の実情に応じて検証するということになっていたもので、現在にも至っているところでございます。

それと市毛十字路の交差点の話ですけども、将来的には県道も4車線に広がって、国道も4車線の立体交差になる計画があるかと思います。実情としましては、あまり現実的ではないというのが実感でございまして、これに代わるものとしまして、東から西に向かうところの左折レーンを毎年、県の方に要望してございます。これは近隣の9市町村で構成する県央地域首長懇話会の中で、こちらの左折レーンの要望とそれに関連する予算の調査費を要望しているところでございます。今から4、5年前になるんですけども、1度ここの立体交差化に向けて、県と市の方で1歩を具体的に進められないかということで調整をしたことがございます。具体的には、市の方で立体交差になる沿線の地権者の方10数名の方のところへ直接訪問いたしまして、事実上その時点ではご協力をいただくことは極めて困難ということでございます。

ご承知のように、沿線はご商売を営んでる方や、またそういった方に土地を活用なさっている方も多いもんですから、立体交差になると側道になってしまいまして、利用価値が下がるということで、なかなか協力がられないっていうような実情がございました。地元の協力が得られない以上は事業そのものが進みませんので、やはり現実的には左折レーンを設けまして、事業費自体もかなり低廉にできたり、また事業化になれば期間も意外と短くできるのではないかということで左折レーンを今のところを要望しているところでございます。

(再質問)

ありがとうございます。左折レーンについては実現性の可能性というのは極めて高いということで判断してよろしいのか。

(都市整備部長回答)

それについては、現時点ではまだ毎年要望をしている段階で実際的なリアクションはない状況でございます。

(企画部長回答)

最後の質問で、総合計画への位置付けというようなお話があったかと思いますが、おそらく、ふぁみりこらぼとか、そういう施設をご希望ということで、これは市全体でももし

かしたら今の話からすると、あの場所へとかこの場所へという思いと一緒なのかなという 気もしてそういう観点でちょっとお話をさせていただきます。

先ほど、跡地利用とかそういうこともありましたけど、どういう施設をどのような形で使いたいんだというその思いというのがまず非常に大切なのかなと思っております。それが地域の方でまとまれば、いわゆる総合計画の方に位置付けということで申し上げますと、今年度はいろんな思いを伺う機会というのを設けております。これは個人の思いという形でも、ワークショップでご意見を伺うということがあるのですが、そのような中でお話をいただくのも1つですし、やはり今お話を伺うとお一人の意見というよりも地域で話を整理して集約した意見という方が非常に私どものほうも考え抜かれた意見だなという形でお話を伺えるのかなと思っております。そのあたりでどのようなものがというのがまとまった段階で、私ども総合計画づくりをするものとそれにまつわる部署の方と一緒にご相談とかお話を伺うようなことになればなと思っております。ちょっと雑駁で総括的な話で申し訳ないんですが、よろしくお願いいたします。

9 上坪浄水場の跡地利用について(市毛南自治会)

旧上坪浄水場の跡地利用について、将来的なデザインはどのようになっているのか伺いたい。

(水道事業管理者回答)

令和3年2月に新しい上坪浄水場を今のところにつくりました。これも未来永劫このまま続けられるかというと、やはり50年、60年過ぎると当然また更新という話が出てくると思います。水道水は皆さんの生命を預かる貴重な水でありますので、それを途絶えさせるということは考えられませんので、今の旧上坪浄水場に新たにまた50年、60年過ぎた時にその代替として取っておこうという考え方が1つです。ただ、その間、50年も60年もせっかくあれだけの広大な敷地がありますので、私も自治会長さんを介して地域で何か使うことがあるならば、ぜひご提案いただきたいというふうに言っております。もし、それがある程度、地域の方で意見がまとまれば、敷地においてもある程度の整備も少し考えてもいいかなというふうには考えております。あそこには耐震化がされた施設が2棟ありますので、そういったことも含めて、いろいろな意味で複合的に利用できる敷地ではないかなというふうに思いますので、ぜひ皆さん検討いただければと思います。

(再質問)

地域で協議して要望として提出すれば、利用できる余地はあるのか。また、施設を撤去 せずに残しておくのか。

(水道事業管理者回答)

そのとおりです。今の施設は交換があるので撤去はしないで残して、撤去するにはかなりの財政的負担があります。これもサボタージュしてるわけではないのですが、ある程度計画的にやっていこうというふうに思います。ある程度、皆さんのご意見がまとまれば、それに沿うような形でなるべく我々も考えていきたいというふうに思いますので、ぜひそういった考え方をまとめてくれれば、我々の方でも前向きに考えさせていただきたいと思います。

(市長回答)

浄水場も本当に生活に欠かせないものですし、今ちょうど消防署の建て替えもやってますけども、やはり場所ありきで考えなければいけない施設があると思います。浄水場も那珂川から取水しているのであの辺りにあるのが都合がいいですし、消防の本部だって大体市の真ん中あたりがいいだろうということで、今後、市が持っている土地というのを何か1つ利用が終わったらどんどん何かということよりは、やっぱり次の50年、60年の建て替えを見据えて積極的に維持をしていくということも必要なのかなと思っています。ただその間、要は条件をつけさせていただくような形になると思いますけども、そういう中で現状のものを利用するようなことがもし地域のためになるのであれば、最小限いじって使っていただくということは可能だと思います。あそこは50年の間だったら全部何かしてしまうとかそういうことではないので、それについてはご理解いただきたいなと思います。